

# 規則

埼玉県産業文化センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第七号

埼玉県産業文化センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県産業文化センター管理規則（昭和六十三年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表舞台設備の項中「早変わりブース（同）」

「同」

「三五ミリ映写機（大

一六ミリ映写機（同

同（小ホール）

オーバーヘッドプロ

jector

スライド映写機

ビデオカメラ（大ホ

ール）

「」を削り、同表映写設備の項中

ホール）一式

二、一六〇

上映一〇分に

つき、スクリ

ーンを含む。

同

を「ビデオカメラ（大ホ

ジェクタ

二、九〇〇

スクリーンを

含む。

三、六二〇

同

二五、八九〇

同

ル）一式

二五、八九〇

「」に改める。

別表第二号の表映写設備の項を次のように改める。

映写設備	ビデオプロジェクター（移動式・短距離用）	一式	二、七六〇	スクリーンを含む。
------	----------------------	----	-------	-----------

様式第三号中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削る。  
様式第四号及び様式第五号中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。